

# 改正食品リサイクル法の概要

平成20年3月

農林水産省総合食料局  
食品産業企画課食品環境対策室

# 食品リサイクル法の理念

- 食品に係る資源の有効な利用の確保  
↑ **肥料・飼料等への再生利用(リサイクル)  
熱回収**
- 食品に係る廃棄物の排出の抑制  
↑ **発生抑制の優先的実施、  
減量(脱水による最終処分負担等の低減)**

《法第1条の目的規定より》

↑ **以上を推進し、循環型社会の構築に資する。  
このため、①食品産業の特性や②特定肥飼  
料等の利用の実態を踏まえつつ、必要な措置を  
一体的に講じる。**

# 改正前の食品リサイクル法の概要

## 第一章 総則（法の目的、定義）

「食品関連事業者」、「食品廃棄物等」、「再生利用等」の定義 等

## 第二章 基本方針等（基本方針、関係者の責務）

実施率目標を含む「基本方針」の策定 等

## 第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

判断基準の策定、主務大臣の権限（指導助言、勧告命令） 等

## 第四章 登録再生利用事業者

## 第五章 再生利用事業計画

## 第六章 雑則（他法の特例、報告徴収・立入検査、主務大臣等）

廃棄物処理法、肥料取締法、飼料安全法の特例 等

## 第七章 罰則（該当行為と金額）

# 法改正に至る経緯

- ・法令に「5年毎の見直し」が規定。
- ・審議会を設置して議論、とりまとめ。
- ・改正法案を国会に提出、成立。

平成17年10月

食農審の下に食品リサイクル小委員会設置

平成18年 8月

中環審の下に食品リサイクル専門委員会設置

平成18年 9月

食農審と中環審の合同審議を開始

平成18年12月

両審議会が共同で報告をとりまとめ

平成19年 3月

食品リサイクル法改正法案を閣議決定

平成19年 5月

衆院で改正法案を審議、衆院通過

平成19年 6月

参院で改正法案を審議、可決成立（6日）

平成19年 6月

改正法公布、一部施行（13日）

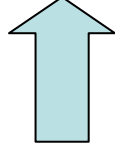
平成19年12月

改正法施行（1日）

# 食品リサイクル法の改正の背景

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差(特に食品流通の川下の事業者(小売・外食)の取組が進んでいない)

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い 等



食品小売業や外食産業の実施率目標の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者(特に川下(食品小売業、外食産業)の事業者)に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置

食品関連事業者に対する指導監督の強化

◆ 定期報告義務の創設

◆ 食品関連事業者のあり方(FC事業者の位置付け)

食品関連事業者の取組の円滑化

◆ 再生利用事業計画の認定制度の見直し

その他：◆ 再生利用等に「熱回収」を追加

◆ 「中央環境審議会」の追加

# 法改正の概要《条文番号順》

- 「再生利用等」に熱回収を追加（第2条他）
- 意見を聴く審議会に中央環境審議会を追加  
（第3条第3項、第7条第3項及び第10条第3項）
- 食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の事業者に  
毎年、定期報告を行う義務を創設（第9条他）
- FC事業を行う事業者の食品廃棄物等発生量は、  
加盟者分を含め判定（第9条第2項）
- 再生利用事業計画の認定要件の追加  
（第19条及び20条他）
- 再生利用事業計画の認定に伴う廃棄物処理法の  
特例の拡大（第21条第2項及び第3項）

## 新制度の解説①（第19条～21条関連）

# 再生利用事業計画の見直し①

再生利用事業計画の認定を求める場合は、従来の要件に加え、①特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項及び②事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者並びにこれらを行うための施設を計画に記載しなければならない。

- 主務大臣は、従来の要件に加え、上記2点について確実性及び基準への適合性を確認し認定を行う。
- 食品関連事業者において利用を確保しなければならぬ特定農畜水産物等の最低量並びに収集運搬業者及び収集運搬に要する施設の基準の詳細は、省令として策定。

## 新制度の解説①（第19～21条関連）

# 再生利用事業計画の見直し②

認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬に  
ついては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運  
搬業の許可は不要とする。ただし、この収集運搬を  
行う者は、不法行為に対する罰則適用を含め、廃棄  
物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業者とみなす。

- 本来であれば、市町村が責を有する一般廃棄物の処理に  
ついて、国が計画審査を行うことで適正性を確認すること  
から、市町村からの業許可取得を不要とする考え。
- 一般廃棄物収集運搬業者とみなされることに伴い、
  - ① 一般廃棄物処理基準に従う義務
  - ② 帳簿の記載及び保存の義務
  - ③ 市町村長による改善命令 等の規制対象となる。

# 新制度の解説①（第19条～21条関連） 再生利用事業計画の見直し③

省令において、以下を定める。

## 特定農畜水産物の要件

- ① 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物
- ② 原材料として利用される農畜水産物のうち特定農畜水産物が重量割合で50%以上含まれる食品

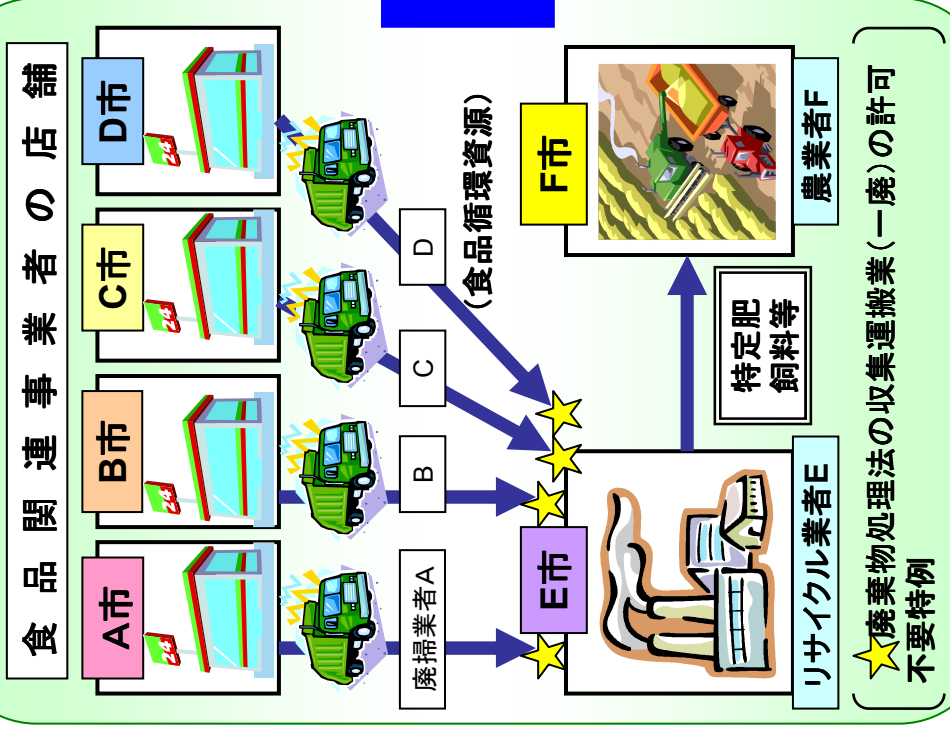
## 食品関連事業者の利用量

$$\text{特定農畜水産物等の利用量} = (A-B) \times \{(C \div D) \times (E \div F)\} \times 0.5$$

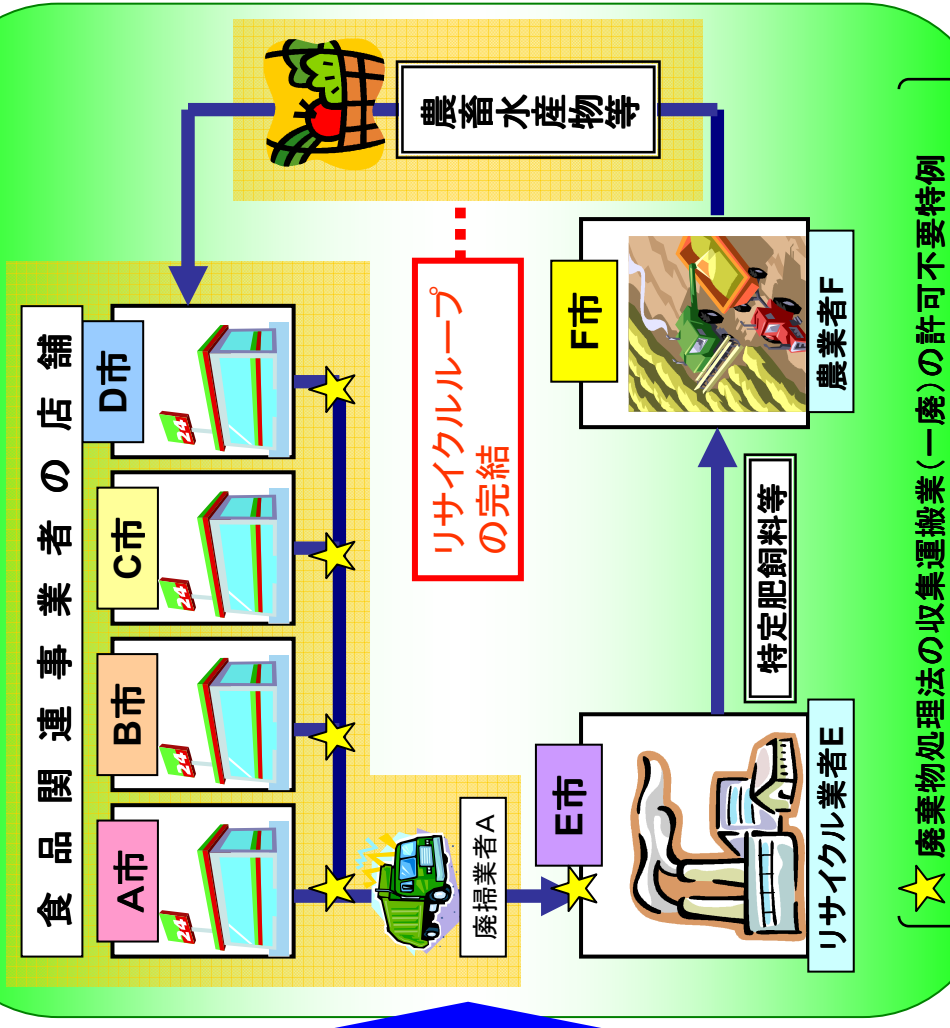
- A: 計画に基づき、農林漁業者等が生産する特定農畜水産物の量  
B: Aのうち、農林漁業者等が既に計画外で販売を確保している量  
C: 特定肥飼料の製造に利用される食品循環資源の量  
D: 特定肥飼料の製造に利用される原材料の総量  
E: 特定農畜水産物の生産に使用する特定肥飼料等の量  
F: 特定農畜水産物の生産に使用する肥飼料等の総量

# 再生利用事業計画の見直しイメージ

## 改正前



## 改正後



## 新制度の解説②（第9条関連）

# 定期報告義務の創設①

食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、省令の定めに基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況を主務大臣に報告しなければならない。

○ 「食品廃棄物等多量発生事業者」は、法施行令に基づき、前年度の食品廃棄物等発生量が100トン以上とする。

また、受理した報告の内容は、

- ① 業種・業態毎に整理・分析し、各事業者の取組状況の評価に活用、
- ② 優良事例は積極的に公表、
- ③ 公表に賛同いただいた企業の報告の一部は、整理の上、HP上等で公表、  
する。

## 新制度の解説②（第9条関連） 定期報告義務の創設②

報告内容は、省令により、おおむね以下とする。

- 食品廃棄物等の発生量
- 食品廃棄物等の発生抑制の実施量
- 食品循環資源の再生利用の実施量
- 食品循環資源の熱回収の実施量
- 食品廃棄物等の減量の実施量
- 食品循環資源の再生利用等以外の実施量
- 食品循環資源の再生利用等の実施率
- 判断の基準となるべき事項(判断基準省令記載事項)の遵守状況(チェック形式)
- 特定肥飼料等の製造量または熱回収により得られた熱量
- 特記事項(記述形式)

〔特徴的な再生利用等の取組、計画どおり再生利用等が進まなかった特段の理由 等〕

## 新制度の解説②（第9条関連） 定期報告義務の創設③

FC事業者であって、食品廃棄物等の処理について、約款に基づき本部が加盟者を指導できる関係にある者の場合は、加盟者の分も含め「食品廃棄物等多量発生事業者」かどうかを判断する。

○ 本条本項が適用された場合、本部は、加盟者の食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の実施状況も含めて、定期報告を行うこととなる。

○ 約款において、食品廃棄物等の処理に関し、

- ①本部が加盟者を指導できる定め、
- ②本部が加盟者と連携して取り組む旨の定め、
- ③①又は②の定めが記載された契約書を遵守する定め、
- ④①又は②の定めが記載された環境方針等を遵守する定め、
- ⑤再生利用等を推進する旨が記載された本部が定めたマニュアルを遵守する定め、

がある場合は、本条本項を適用する旨を省令で策定。

## 新制度の解説③

# 新たな実施率目標の策定①

- 食品関連事業者の次期取組目標は、
  - ① 判断基準省令において、各事業者ごとに、現状の再生利用率等実施率＋毎年度1～2ポイントの増加を目指す目標値を設定するとともに、
  - ② 基本方針において、全ての事業者が目標達成した場合に達成されると見込まれる我が国全体の再生利用率等実施率の水準を、中期的な目標として業種別に設定する。

## 新制度の解説③

# 新たな実施率目標の概要②

## 個々の食品関連事業者の再生利用等実施率目標

### 毎年度の基準実施率

### ＝前年度の基準実施率＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満の事業者	2%
50%以上80%未満の事業者	1%
80%以上の事業者	維持向上

※平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算する。

## 我が国全体で達成を目指す再生利用等実施率目標

平成24年度までに、業種別に下記実施率目標を達成することを目標とする。

- 食品製造業 85% (81%)    ○ 食品小売業 45% (31%)
- 食品卸売業 70% (61%)    ○ 外食産業 40% (21%)

※（ ）内はH17年度実績。

## 新制度の解説③

# 新たな実施率目標の概要③

### 食品関連事業者の発生抑制目標

個々の食品関連事業者においては、食品廃棄物等の発生原単位が、主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高} \cdot \text{製造数量等}}$$

- 分母は、食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値であり、業種ごとに異なると想定している。
- 発生抑制目標（業種ごとの原単位）は、定期報告の結果等各食品関連事業者における実際のデータをもとに算出し、追って提示。

## 新制度の解説④

# 再生利用の対象品目の追加

法施行令第2条（再生利用に係る製品）に以下を追加する。

### ① 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤

- ・ 石炭代替燃料として注目。世界的に石炭の需給が逼迫し輸入価格も上昇傾向にあり需要が見込まれる。
- ・ 製造工程で悪臭発生はなく、発生するガスの処理技術も確立され、生活環境悪化の懸念は少ない。

### ② エタノール

- ・ 石油代替燃料として世界的に利用が進展。
- ・ 悪臭発生、残さ処理等は既存技術で対応可能。利用に伴う有毒ガス発生もなく生活環境悪化の懸念は少ない。

## 新制度の解説⑤

# 再生利用として飼料化を最優先

以下より、再生利用手法のうち、「**飼料化**」を**最優先**に位置付ける。

【判断基準省令】 飼料の原材料として利用できるもの

は**可能な限り飼料化を行う旨**を明記。

【基本方針】 再生利用に当たっては、**飼料化を優先的に選択することが重要である旨**を明記。

飼料化は、

- ① 食品循環資源の持つ成分やカロリーを最も有効に活用できる手段、
  - ② 近年、経済的価値が上昇、
  - ③ 食料自給率の向上に寄与
- 等から、**優先的に扱うことが妥当と判断。**

## 新制度の解説⑥

# 熱回収の追加

(第2条関連)

熱回収とは、①自ら又は②他人に委託、ないし③譲渡により、食品循環資源を熱を得ることに利用すること（省令の基準に適合するものに限る。）

- 「再生利用」と同様、自ら実施しない場合も対象。
- 「省令の基準」としては、  
① 当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が近隣（半径75km圏内）に存在しないこと

75km圏内に存在する場合も、施設側の容量の問題や食品循環資源の種類や性状の点から受入不可の場合は熱回収が可となる。

- ② メタン化と同等以上に高い効率で発電等のエネルギーが回収、利用できること

得られる熱又は電気の量が、1トン当たり160MJ以上（廃食用油等の場合は28,000MJ以上）。

を規定する。

## 新制度の解説⑦（第3、第7、第10条関連） 中央環境審議会の追加

主務大臣は、①基本方針の策定・改定、②判断基準省令の策定・改定及び③食品廃棄物等多量発生事業者に改善命令を行う場合は予め、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

- ① 今後、食品リサイクルの推進に当たっては、廃棄物行  
政との連携を確保する必要があること、
- ② 「熱回収」が「再生利用等」の一環として追加された  
ことを踏まえ、関連する技術的知見に基づき制度運用を  
進める必要があること  
等から、意見を聴く審議会として追加したもの  
（今後は、両審議会の合同会合が原則。）